

奈良県告示第八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和六年五月三十一日

奈良県知事 山下 真

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
やすらぎ歯科医院	磯城郡川西町大字下永一二七三 ―二五	令和六年三月三十 一日
ウエダ歯科	大和高田市片塩町六一〇	令和六年三月三十 一日
天津医院	北葛城郡上牧町桜ヶ丘三一三〇 ―一二	令和六年三月三十 一日
北大和調剤薬局	生駒市真弓二丁目一―六	令和六年三月三十 一日
メルズ薬局	生駒市真弓一丁目二―八	令和六年三月三十 一日
もりと歯科	橿原市中曾司町一九四―一一	令和六年四月一日
中溝歯科医院	生駒市小瀬町三四―七	令和六年四月十五 日